

来年6月の供用をめざして

「入間東部広域斎場」 施設使用料が決まりました

富士見市下南畑に建設中の、式場棟・火葬棟・待合棟を備えた「入間東部広域斎場」の施設使用料が決まりましたので、みなさまにお知らせします。また、施設の愛称（ネーミング）も募集します。

※利用方法等は、施設の管理運営を民間事業者による「指定管理者制度」を導入し、現在公募中です。事業者が決定次第お知らせいたします。
また、施設の愛称（ネーミング）を次のとおり募集します。

《施設使用料》

- 第一式場 (八〇人席) 十二万円
 - 第二式場 (四〇人席) 十万円
 - 第三式場 (二〇人席) 十五万円
 - 火葬 (十二歳以上) 一万円 (二市一町以外利用八万円)
 - 火葬 (十二歳未満) 五千円 (二市一町以外利用四万円)
 - 待合室 (一室) 五千円 (二市一町以外利用一万円)
 - 霊安室 (一日) 二千円
 - 動物火葬 (五十体迄) 二万円 (二市一町以外利用四万円)
- ※各式場には、祭壇が備えてあります。
※各式場は、二市一町以外の方は特別な理由がある場合に利用可能です。ただし、施設利用料は2倍となります。
【注意】動物とは、犬猫等の愛玩動物をいい、取骨が前提です。
応募先 問い合わせ

●愛称（ネーミング）募集

施設・地域・環境にふさわしい愛称を募集します。
募集方法 官製ハガキによる郵送のみ。裏面に愛称（作品名）・住所・氏名・電話を明記の上、応募先へ郵送してください。
※応募は、ハガキ一枚につき一作品とします
募集締切 12月20日(木)まで
※優秀作品等は、広報等でお知らせします。
【注意】最優秀作品につきましては、衛生組合に帰属させていただきます。



町の動きを
お知らせします。

前町長 林孝次氏が旭日小綬章を受賞しました

平成十九年秋の叙勲において、前町長 林孝次氏が旭日小綬章の荣誉に輝きました。
氏は町議会議員を三期、その間副議長、その後助役を二期、町政史上初の連続四期町長を務めるなど、町政の発展に絶大な功績を認められました。その多大な功績が認められ、今回の受章となったものです。
おめでとうございます。



工事予定一覧

- 町道北永井76号線道路改良工事 平成20年2月29日完成予定
- 北永井第2区地内／工事延長 距離179・80m

●木ノ宮自治会内道路改良工事

平成20年2月29日完成予定
上富第1区地内／工事延長距離149・00m

- ▽一五〇〇円／十月二三日 島田喜久雄
- ▽一五〇〇円／十月二三日 細沼邦平
- ▽七三五円／十月二九日 民生委員・児童委員協議会
- ▽三〇〇〇円／十月三一日 匿名
- ▽二五〇〇円／十一月二日 匿名
- ▽一〇〇〇円／十一月五日 匿名

国民年金

「ねんきん定期便」を送付します

社会保険庁では、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報を平成20年度より加入者の皆様にお届けする「ねんきん定期便」の送付を始めます。

- 平成19年3月から35歳の誕生日を迎えられる方には誕生日の前月に郵送します。
- 平成19年12月からは45歳、55歳～59歳の方に郵送します。
- 平成20年4月以降は全被保険者の方にお届けします。

〈ご自身の年金加入記録などをご確認ください〉
お届けする年金加入記録は次のとおりです。

- ◆年金制度ごとの加入月数、加入履歴・厚生年金保険に加入時の事業所名称等。◆加入月数に応じたメッセージ。◆国民年金の保険料の納付月数、免

除月数。

「ねんきん定期便」に関する問い合わせは、ねんきんダイヤルまたは、お近くの社会保険事務所に問い合わせください。

「ねんきんダイヤル」はNTT東日本・NTT西日本が提供する加入電話・ISDN回線、CATV回線、公衆電話、携帯電話からご利用いただけます。「ねんきんダイヤル」をご利用できない場合については、他の電話機でおかけ直しいただくか、社会保険事務所をご利用ください。

問い合わせ

- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- 所沢社会保険事務所 ☎04-2998-0100
- 住民課国保年金係 (内線153～156)

申告が必要で 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方 申告期限 平成20年3月17日まで

控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票・年末残高等証明書（コピー）を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出